

農家の皆さんへ

◎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

牛用飼料の放射性物質の暫定許容値が変わりました

今年収集された稲わらの利用を自粛してください

食品の放射性物質の暫定規制値が四月一日より変更されることに伴い、食品の新基準値を超えない牛乳や牛肉が生産されるよう、牛用飼料の放射性セシウムの暫定許容値が見直されました。

今までの牛用飼料の暫定許容値「三百ベクレル/キログラム(繁殖牛などに例外あり)」に対し、二月三日に国が示した新たな暫定許容値はすべての牛が「百ベクレル/キログラム」です。

四月一日からの食品の新基準値を守るためには、牛に与える飼料は、すみやかに新たな暫定許容値(百ベクレル/キログラム以下)に準じる必要があります。

搾乳牛は三月十五日、それ以外の牛は三月三十一日以降に与える飼料は新たな暫定許容値を順守してください。

昨年秋に収穫した稲の稲わらのうち、収集せず田んぼに置いたままの状態を越した稲わらは、安全性が確認されるまで飼料や土壌改良資材等の利用を自粛してください。

県が行う放射性物質の調査で、新暫定許容値を下回っていることが確認されるまでは利用しないでください。

園芸作物栽培用の敷わら(マルチ資材としての利用など)も自粛対象となります。

平成二十三年産もみがらくん炭自粛解除

昨年秋に収穫した稲から生産される「もみがらくん炭」について、利用の自粛をお願いしていましたが、国は一月二十七日付けで、自粛要請を解除しました。

土壌改良資材としての利用が可能となりました。

水道水の測定結果(単位:ベクレル/kg) ◎ 水道部配水課水質係 ☎ 24-1164

| 採取日 | 採取場所 | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | |
|------|------------------|------------|------------|------------|
| | | | Cs-134 | Cs-137 |
| 2月1日 | 大沢系浄水(鳴子温泉) | 不検出(0.4未満) | 不検出(0.7未満) | 不検出(0.6未満) |
| 2月6日 | 大崎広域水道麓山浄水場(加美町) | 不検出(0.5未満) | 不検出(0.4未満) | 不検出(0.4未満) |
| 2月8日 | 青山浄水場(鳴子温泉) | 不検出(0.5未満) | 不検出(0.5未満) | 不検出(0.6未満) |
| 2月8日 | 清水浄水場(古川) | 不検出(0.5未満) | 不検出(0.6未満) | 不検出(0.5未満) |
| 2月8日 | 鍋倉系浄水(鳴子温泉) | 不検出(0.5未満) | 不検出(0.6未満) | 不検出(0.6未満) |

主な放射能測定結果

※測定結果の不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値未満の状態を表し、()の値は、その検出下限値を示しています。

給食食材の測定結果(単位:ベクレル/kg)

◎ 教育総務課学校給食担当 ☎ 72-5032 子育て支援課保育所係 ☎ 23-6045

| 区分 | 検査日 | 品目 | 産地 | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム(Cs-134+Cs-137) |
|-----|------|-------|-------|------------|------------------------|
| 学校 | 2月8日 | ジャガイモ | 大崎市古川 | 不検出(0.6未満) | 不検出(1.5未満) |
| | 2月8日 | 牛乳 | 県北地域 | 不検出(0.5未満) | 3.6 |
| | 2月8日 | 卵 | 色麻町 | 不検出(0.5未満) | 不検出(1.2未満) |
| 保育所 | 2月8日 | つぼみ菜 | 仙台市 | 不検出(0.8未満) | 不検出(1.6未満) |
| | 2月8日 | ジャガイモ | 北海道 | 不検出(0.7未満) | 不検出(1.7未満) |

農林畜産物の測定結果(単位:ベクレル/kg)

◎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

| 採取日 | 品目 | 産地 | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム(Cs-134+Cs-137) |
|-------|-----|----------|------------|------------------------|
| 1月20日 | イチゴ | 大崎市(ハウス) | 不検出(6未満) | 不検出(10未満) |
| 1月30日 | 白菜 | 大崎市(露地) | 不検出(3未満) | 不検出(9未満) |
| 2月6日 | ミズナ | 大崎市(ハウス) | 不検出(4未満) | 不検出(9未満) |
| 2月8日 | 原乳 | 岩出山集乳所 | 不検出(0.5未満) | 2.6 |

空間放射線量の測定結果(単位:マイクロシーベルト/h)

◎ 防災安全課消防担当 ☎ 23-5144

| 測定日 | 測定場所 | 地表面から1m | 地表面から0.5m |
|-------|----------|---------|-----------|
| 2月16日 | 市役所第2駐車場 | 0.07 | 0.08 |
| | 松山総合支所 | 0.06 | 0.07 |
| | 三本木総合支所 | 0.08 | 0.09 |
| | 鹿島台総合支所 | 0.06 | 0.07 |
| | 岩出山総合支所 | 0.12 | 0.14 |
| | 鳴子総合支所 | 0.07 | 0.07 |
| | 田尻総合支所 | 0.08 | 0.09 |

食品以外の測定結果(単位:ベクレル/kg)

◎ 下水道課 ☎ 52-5831 水道部配水課水質係 ☎ 24-1164

| 区分 | 採取日 | 採取場所 | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | |
|-------|-------|-----------|------------|------------|-----------|
| | | | | Cs-134 | Cs-137 |
| 下水汚泥 | 1月18日 | 一栗農集排処理場 | 不検出(13未満) | 77 | 102 |
| | 1月20日 | 師山浄化センター | 不検出(10未満) | 12 | 不検出(12未満) |
| | 1月20日 | 岩出山浄化センター | 不検出(8未満) | 21 | 33 |
| | 1月20日 | 鳴子浄化センター | 不検出(10未満) | 不検出(14未満) | 不検出(16未満) |
| 発浄生水土 | 1月25日 | 青山浄水場 | 不検出(6.7未満) | 19 | 31 |
| | 1月25日 | 清水浄水場 | 不検出(7.5未満) | 不検出(5.6未満) | 6.7 |

国民健康保険

国民健康保険の届け出は十四日以内に

◎ 保険給付課国民健康保険担当 ☎ 23-6051

春は就職、転職、転入、転出など異動の多い時期です。国民健康保険の届け出が必要なのは、忘れずに届け出を行ってください。

❖ 離職した人は届け出を

退職などで勤務先の健康保険をやめた人は、次の①から③のいずれかにより公的医療保険に加入してください。

① 任意継続被保険者制度を利用する
継続して二カ月以上社会保

険などに加入していた期間がある人は、喪失後、二十日以内に届け出をすることにより、これまで加入していた健康保険を二年間継続することができます。保険料や届け出については、勤務先へ確認してください。

② 家族が加入する勤務先の健康保険の被扶養者になる

収入などの基準が異なりますので、詳しくは勤務先に確認してください。

③ 国民健康保険に加入する

① ②以外の人は国民健康保険に加入してください。

❖ 社会保険に加入したら

国民に加入していた人が、勤務先の社会保険に加入した場合や、家族の社会保険の扶養に入った場合、国保をやめる届け出が必要です。届け出がないと、国民健康保険税と社会保険料などを二重に納めてしまうこととなりますので、注意してください。

◆このようなときは届け出を!◆

| 届け出が必要なときの具体例 | 必要なもの | |
|---------------|-----------------|---------------------------|
| 国民健康保険に加入するとき | 他市区町村から転入したとき | ・転出先からの転出証明書 |
| | 勤務先の健康保険をやめたとき | ・退職証明書、社保離脱証明書 |
| | 子どもが生まれたとき | ・国保の保険証、母子健康手帳、出生証明書 |
| 国民健康保険をやめるとき | 生活保護が廃止されたとき | ・生活保護廃止通知書 |
| | 他市区町村へ転出するとき | ・国保の保険証 |
| 国民健康保険を | 勤務先の健康保険に加入したとき | ・国保の保険証、勤務先の健康保険証など |
| | 亡くなったとき | ・国保の保険証、死亡を証明するもの |
| その他 | 生活保護が開始されたとき | ・国保の保険証、生活保護決定通知書 |
| | 市内で住所が変わったとき | ・国保の保険証 |
| | 加入者の氏名が変わったとき | ・国保の保険証 |
| | 世帯主が変わったとき | ・国保の保険証 |
| | 世帯を合併または分離したとき | ・国保の保険証 |
| その他 | 就学で他市区町村に転出するとき | ・国保の保険証、在学証明書 |
| | 保険証を紛失したとき | ・身分を証明するもの(運転免許証、パスポートなど) |

* 同一世帯で、すでに国民健康保険加入者がいる場合は、その被保険者証も持参してください。
* 勤務先の健康保険をやめたとき、加入したときなどの手続きには、年金の手続きも必要となる場合がありますので、年金手帳も用意してください。
* 届け出ができる人は、本人と同一世帯の人のみです。届け出にきた人の本人確認を行いますので、運転免許証などを持参してください。
* 届け出先は、市民課、各総合支所市民税務課または各地区出張所です。

市長コラム 天・地・人

巡る一年、復興に進むべき道!



東日本大震災から間もなく一年が過ぎようとしています。この間全国からの暖かいご支援と市民皆さまのご協力により、市民生活にも落ち着きが戻りつつあります。

引き続き、がれきの処理や放射能対策などに、万全を期してまいります。そうした中で、二月十日にやっと復興庁が発足しました。実態はいささか不満、不安を禁じ得ませんがとにかく国の復興支援体制が整ったことを歓迎し、スピードとワンストップ機能を持つ復興にあたっていただくよう期待します。

本市を含む宮城県および関係市町村で共同提案していた「民間投資促進特区」が認定されました。二兆円超の復興交付金事業の認定作業も動き出しました。本市は既に内陸の復興モデルを目指し、震災復興計画を策定し、実現に向けて動き出しております。

復興に弾みがつく動きがありました。一月十三日、宮城大学、東北大学大学院農学研究科に続き、仙台大学と健康スポーツ振興の連携協定を結びました。二月四日、本市が行った沿岸地域からの二次避難受け入れ、交流支援活動が評価され「地域づくり総務大臣表彰 地方自治体表彰」を受賞いたしました。二月十一日、懸案の大事業、復興へのシンボル、市民病院本院建設事業の起工式、安全祈願祭が催され本格的な事業に着工しました。岩出山分院は三月一日に開院します。三月十一日には震災復興フォーラムが開催されます。震災を風化させることなく復興へダッシュしましょう。

大崎市長 伊藤 康志